

岩手医科大学における研究倫理教育の実施について

現在、本学では研究を実施するにあたり、本邦で定められている指針及びガイドラインに則り、研究者等に対して以下2つの研究倫理教育の受講を求めています。

適用される指針及びガイドラインによって教育プログラム及び受講頻度等に違いがありますので、以下を確認のうえ、受講していただきますようお願いいたします。

	研究倫理教育	
適用される指針、ガイドライン	人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
受講対象者	倫理指針に則って倫理申請を行い、研究を実施する本学の教職員（非常勤を含む）、大学院生、研究員等	教職員、その他本学において研究活動に従事する者（非常勤を含む）、本学において研究指導を受ける者（大学院生等）、本学の施設設備を利用する者
研究倫理教育プログラム	倫理審査委員会教育セミナー（年4回実施） ※セミナーの受講が難しい場合は、国立がんセンターが運営する「ICR 臨床研究入門」（e-learning）を受講することでも問題ありません。また、倫理指針に合致すると思われる教育プログラム等がありましたら個別に確認いたしますのでご相談下さい。	eL CoRE（e-learning）
教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指針の適用範囲 ・ 研究者、研究実施責任者の責務 ・ 研究計画書の作成、インフォームド・コンセント等を受ける手続き等 ・ 個人情報等に係る基本的責務 ・ 重篤な有害事象への対応 ・ モニタリング・監査 ・ 不正行為、利益相反、その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者の基本的責任 ・ 研究活動に対する姿勢、行動規範 ・ 実験・観察ノート等の記録媒体の作成、保管及び保存 ・ 論文作成に関すること ・ 利益相反の考え方や守秘義務 ・ その他
受講頻度	年1回以上 ※倫理申請を行う前に受講する必要があります。	3年に1回以上
その他	倫理申請する際に当該プログラムの受講証の写しの提出が必要となります。 受講証に関してご不明な点等ございましたら、事務局までご連絡下さい。	研究倫理教育の受講は公的研究費（科学研究費助成事業等）の申請要件にもなっており、公的研究費の交付内定を受けた方には研究倫理教育教材の履修の誓約が求められます。

■ 本件に関する問い合わせ先：研究助成課研究支援係（内線：5532, 5534）